

佐賀県規則第64号

佐賀県屋外広告物条例施行規則及び佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県屋外広告物条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(講習会の課程等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、次に掲げる者については、第1項第3号に掲げる講習会の課程を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項及び第24条第3項の職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で帆布製品製造に係るものに合格した者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(講習会の課程等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、次に掲げる者については、第1項第3号に掲げる講習会の課程を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項及び第24条第3項の職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で帆布製品製造に係るものに合格した者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>4 略</p>

(佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年佐賀県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行</p>	<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行</p>

改正前	改正後
<p>為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。